

感染症予防と感染拡大防止のために

～あなたの施設で取り組んでいただきたいこと～

最も大切なことは、まず、感染を施設内で拡げないことです！
あなたの施設では、感染症予防の話し合いができていますか？
あなたの施設の「感染症対応マニュアル」等を確認してみましょう。

- ①利用者、職員の健康観察はいつ、どのようにしていますか？
- ②手洗いはきちんとできていますか？
- ③日常のケアで気をつけることはなんですか？（例えば、おむつ交換では・・・）
- ④汚染されたリネンの洗濯や消毒はどうしていますか？
- ⑤排泄物、嘔吐物の処理方法は徹底できていますか？
- ⑥トイレ、浴槽、ドアノブ等の掃除や消毒方法は？
- ⑦施設内の感染管理の責任者は誰ですか？
- ⑧発生時の連絡方法や対応は？

施設の職員全員が
具体的な予防策の実践と、発生時の
迅速な対応ができるようにしましょう！

感染症かも
しれない！

施設全体での感染症対策を徹底しましょう
重症化を予防しましょう
嘱託医等へ相談しましょう

それでも増えたら

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告は、下記のとおり対応が必要です。

・社会福祉施設等の施設長は次のア、イ又はウ場合は市町村等の社会福祉施設等主管
部局に迅速に報告するとともに、併せて保健所に報告してください。

ア：同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡又は
重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ：同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は
全利用者の半数以上発生した場合

ウ：ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の
発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

各施設の担当部局への報告
(市町、教育委員会、県民局担当課など)

管轄の保健所・支所への
相談・報告

- 備中保健所井笠支所に電話(0865-69-1675)連絡してから、
裏面を記入した本連絡票をFAX(0865-63-5750)してください。
折り返し確認の電話をさせていただきます。

<その他>

「発生状況報告書」「施設内見取り図」「職員勤務表」「利用者及び職員の健康調査票」
「給食献立表」「感染症対策マニュアル」等について提出を依頼することがあります。